

東近江市下水道条例及び東近江市水道事業給水条例の一部を 改正する条例の制定について

東近江市下水道条例及び東近江市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和7年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市下水道条例及び東近江市水道事業給水条例の一部を 改正する条例

(東近江市下水道条例の一部改正)

第1条 東近江市下水道条例(平成17年東近江市条例第216号)の一部を次のように改
正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長(地方
公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管
理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、こ
の限りでない。

(東近江市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 東近江市水道事業給水条例(平成17年東近江市条例第227号)の一部を次のよ
うに改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長(地方
公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理
者を含む。以下この項において同じ。)又は他の地方公共団体の長が同項の指定を
した者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長が指定した者等が本市の区域内で給排水工事を施行できるようにするため、本議案を提出するものである。